明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（総務四五）　一
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同四六）　二
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件（同四七）　五
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件（同四八）　六
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同四九）　三
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので公表する件（同五〇）　四
○政治資金規正法の規定により、政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった旨を公表する件（同五一）　四
○空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（総務・国土交通一）　四

〔公　告〕

裁判所
　破産、免責、再生関係　諸事項　三
特殊法人等
　独立行政法人製品評価技術基盤機構　工業標準化法第五十七条の規定に基づく登録、中日本高速道路株式会社　工事一部完了、特定計量器型式承認、型式部材等製造者の認証、日本弁護士連合会公示送達関係　四
地方公共団体
　行旅死亡人関係　四
会社その他
　会社決算公告　四